標準様式第２号（第８条関係）

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和８年８月２７日

足立区長　　近藤　弥生

１　業務概要

（１）業 務 名　包括的就労支援事業業務委託

（２）業務内容

生活保護受給者および生活困窮者の区別なく個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援・就労準備支援等を行い、日常生活自立・社会生活自立・就労自立に向けた切れ目のない就労支援を進めるため、以下の業務を実施する。

ア　利用予定者への働きかけ

イ　個々の状態を踏まえたグループ分け

・キャリアカウンセリング

・就労準備支援

・就労支援

ウ　定着支援

エ　就労準備支援・就労支援・定着支援に関するプログラムの作成及び見直し

オ　個別求人開拓、就労体験事業所の開拓

カ　「就職活動用の被服費等」（足立区被保護者自立促進事業経費支給要綱）の活用

キ　切れ目のない支援

ク　支援が停滞している者の対応

ケ　関係機関の利用

コ　就労支援状況報告会等への出席

サ　足立区生活困窮者就労準備支援事業経費支給要綱に基づく申請書等の記入

シ　報告書等の提出

ス　引継ぎの実施

セ　その他

（３）履行期間

業務履行期間：令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※　最長、令和１４年３月３１日まで。

※　毎年度１回、足立区包括的就労支援業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）において事務評価を行い、評価が良好な場合１年を１単位（４月１日から翌年３月３１日まで）として、４回を限度に随意契約を可能とする。

２　提案限度価格等

（１）提案限度価格　　１３８，９３６，０００円（消費税込み）（令和９年度分）

（２）最低制限価格　なし

※　現受託者と被特定者が異なる場合は、引き続き、事業の運営を円滑に実施できるよう、被特定者は、区と契約日から令和９年３月３１日までに、仕様書に基づいた拠点施設を準備するとともに、現受託者から引継ぎを受けること。

３　資格要件、選定基準及び評価基準

（１）提案書の提出者に要求される資格要件

ア　当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。

イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１

１第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
ウ　公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
エ　国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
オ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ず者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
キ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者又は当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
ク　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
ケ　民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
コ　提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
サ　税の滞納がないこと。

なお、提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（１）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。

（２）提案書の提出者を選定するための評価基準

別表１　提案書提出者選定基準

評価項目	評価の視点	評価配分	指標
経営状況	経営状況は安定しているか、経営状態は良好か	２０％	財務諸表（決算、貸借対照表、損益計算書等）
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	２０％	配置予定の管理者の資格・主な経歴等
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	５％	自己資本比率
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任をとれるか	１０％	賠償責任保険の加入の有無
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	２０％	同種・類似業務の実績
地域精通度	業務対象エリアの特殊情報を熟知しているか	１０％	近隣エリアにおける過去の業務実績
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	１０％	配置予定の管理者の業務量・実施体制
社会貢献度	社会的貢献度・地域貢献度があるか	５％	ISO14001 等の取得状況、WLB（ワーク・ライフ・バランス）認定企業、災害協定等
合　計		１００％	
区内業者	区内に本店のある業者に１０％を加点する（ただし、登記して	１０％	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び営業

	いること）		所表

※　提案書提出者の選定は、全選定委員の評価の合計が６割以上であることを条件とする。

（３）提案書提出者を選定する概数

包括的就労支援事業委託選定委員会において別表１に基づき審査を行い、その合計点が高いものから順に原則として上位５者を提案書提出者として選定する。ただし、評価項目「経営状況」において、経営状況が不安定であり、業績の信頼性に不安があると包括的就労支援事業委託選定委員会において認められた場合には失格とする。また、「経営状況」以外の評価項目においても、著しく低い評価項目がある場合は、提案書提出者に選定しないことがある。

（４）提案書を特定するための評価基準

別表２　提案書特定基準

評価項目		評価の視点	評価配分	指標
業務の理解度		業務の理解度は十分か	２０％	業務実施方針の的確性
提案内容の的確性		業務実施手順は妥当か	１０％	業務に必要な内容が盛り込まれ、明瞭かつ簡潔な実施フローである
		検討項目の内容は具体的で量も妥当か	１０％	主要検討事項の把握度及び具体性
		独創性及び実現性があるか	１０％	独創性・実現性
		採用する手法は妥当か	１０％	業務手法の妥当性
コスト		コストは妥当か	１０％	提案見積価格
安全・衛生面の配慮		利用者の安全に配慮しているか 緊急事態に備えているか	５％	安全面、緊急連絡体制、マニュアルの有無
本事業に対する取組み姿勢		本事業への取り組み姿勢が明確かつ適切か	５％	取り組み姿勢の明確性 不随・関連業務への適切な対応度
プレゼンテーション	内部情報伝達	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミスが少ないか	５％	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等
	説得力	説明に説得力があるか 論理的か	５％	
	協調性	冷静に議論できるか 反抗的ではなかったか	５％	
	資料調製力	提案書・プレゼンテーションが分かり易いか、誤字・脱字は少ないか	５％	
合計			１００％	

業者及び業務の条件	加点（%）
区内に本店があり、対象業務区域が区内である場合	5
区内に本店があり、対象業務区域が区外である場合	4
区内に支店があり、対象業務区域が区内である場合	3

区内に支店があり、対象業務区域が区外である場合	2

※　上記の加点については、各提案書の評価の最終段階において、評価基準の総点数をもとに行うものとする。

4　手続き等

（1）担当課

〒121-8512　足立区中央本町四丁目５番２号　３階

足立区福祉部足立福祉事務所 生活支援推進課 適正化推進係

電話　０３－３８８０－６２７６（直通）　担当　太田

（2）説明書の交付期間、交付場所及び交付方法等

ア　交付期間　令和８年８月２７日（木）午前９時から同年９月１７日（木）午後５時まで

イ　交付方法　区ホームページへ掲載する。

（3）参加表明書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

ア　提出期間　令和８年８月２７日（木）午前９時から同年９月１８日（金）午後３時まで

イ　提出場所　４（１）に同じ。

ウ　提出方法　持参すること。郵送は不可とする。

（4）提案書の提出期間並びに提出場所及び提出方法

ア　提出期間　令和８年１１月４日（水）午前９時から同年１１月２５日（水）午後３時まで

イ　提出場所　４（１）に同じ。

ウ　提出方法　持参すること。郵送は不可とする。

以上